

令和3年度 福祉構成事業の状況

地方公務員法第42条に基づき、職員の厚生に関する事業を実施しています。

1 麻績村職員互助会

職員の健康増進、その他福祉厚生に関する事業を実施するため「麻績村職員互助会」を設置しており、公費負担はなく職員の掛金により運営されています。

(1) 会員数 : 53人 (令和3年4月1日)

2 長野県市町村職員互助会

長野県内の市町村や一部事務組合で組織された「長野県市町村職員互助会」に加入しており、加入団体の負担金と市町村職員の掛金により運営されています。

(1) 村負担金予算 : 480千円

(2) 会員掛金見込 : 560千円